

「資格確認書」をお送りします。資格確認書を医療機関や薬局の窓口で提示することで受診することができます。

こんなとき給付が受けられます

| | こんなとき | このような給付 | 手続き・必要書類 |
|-------------------|---|---|--|
| 療養の給付 | ・病気になったとき | 組合員・家族 7割 義務教育就学前 8割 70～74歳 現役並み所得者 7割※ ※世帯での旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合 は8割 一般及び低所得者 8割 | 国保を扱っている医療機関等にマイナ保険証または資格確認書を提示する。 |
| | ・ケガをしたとき | | |
| 入院時食事療養費 | ・入院し、食事をしたとき | 標準負担金額を超えた分を組合が給付 | |
| 高額療養費 | ・1ヶ月の医療費の支払いが自己負担限度額を超えたとき | 同一世帯で自己負担限度額を超えた分の払戻しが受けられます。所得及びかかった医療費に応じ、自己負担限度額が異なります。 | 所属支部を通じて「領収書の写し」を添付し申請してください。 |
| 医療費あとから払戻が受けられるもの | ・やむをえない事情で自費診療になったとき ・海外でかかったとき | 審査して決定した額の 組合員・家族 7割 義務教育就学前 8割 70～74歳 現役並み所得者 7割※ 一般及び低所得者 8割 | 所属支部の窓口に必要な書類を提出 療養費支給申請書・診療報酬明細書(海外療養費の場合は要日本語翻訳)・領収書・マイナンバー確認書類 |
| | ・輸血の生血代 | | 医師が必要と認めたとき(医師の意見書) 療養費支給申請書・領収書・マイナンバー確認書類 |
| | ・ギブス、コルセットなどの治療用装具代 ・骨折・ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき | | マイナ保険証または資格確認書の提示 |